ファイトバック！

No.15　2011年4月1日 発行

館長
雇止め
バックラッシュ裁判

編集・発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会
連絡先：520-0047　大阪市北区西天満2-3-16絹笠ビル1F
大野協同法律事務所内　Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550
■URL:http://fightback.fem.jp ■Email:fightback@hh.fem.jp
■郵便振替口座　00910-0-137307　ファイトバックの会

最高裁確定集会で、花束を受け取る島尾恵理弁護士、三井マリ子原告、寺沢勝子弁護士
2011年２月６日、大阪府豊中駅前「すてっぷ」にて　(坂本洋撮影)

東北関東大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます

（館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会）

もくじ

最高裁、豊中市らの上告棄却！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
最高裁調書：豊中市長浅利敬一郎、財団理事長高橋叡子宛 ・・・・・・・・・・・・・・・・3
最高裁勝利の報道　朝日　毎日　読売　MBS　ふぇみん　I 女のしんぶん　週刊金曜日 ・・・・・・・・・・4
喜びの声・こえ・コエ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
三井さんの館長雇止め事件の「意見書」を書いて　浅倉むつ子（早稲田大学大学院教授）・・・・・・・・・12
総理大臣への公開質問状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
誠実さのかけらもない豊中市とすてっぷ財団　和田明子・・・・・・・・・・・・・・・・21
７年ぶりのすてっぷで裁判勝利報告　本田雅子、山田千秋、坂本やすこ・・・・・・・・・・・22
５月21日　祝！勝訴の集いへのお誘い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

プレスリリース

最高裁、豊中市らの上告棄却！

2011 年 1 月 24 日

最高裁判所は、「豊中市女性センター館長雇い止め事件」について、被告・豊中市ら上告・上告受理申し立てを棄却する決定を下した（1 月 20 日付け）旨、本日、同裁判所から弁護団に連絡がありました。

この裁判の 大阪高裁２審判決は、2010 年 3 月 30 日に下され、翌 31 日付の朝刊各紙で報道されております。(「朝日新聞」2010 年 3 月 31 日朝刊)

この最高裁の決定によって、以下のような 大阪高裁判決が、確定しました。

「豊中市、批判的勢力に屈服」

「元館長の人格権侵害」

市施設めぐり大阪高裁判決

判決後に晴れやかな表情で会見した三井マリ子さん＝大阪市北区

大阪府豊中市の男女共同参画推進施設の館長職を不当に打ち切られたとして、初代館長で女性政策研究家の三井マリ子さん(61)が、市と運営財団に慰謝料など約1200万円をもとめた損害賠償訴訟の控訴審判決が30日、大阪高裁であり、三井さんの請求を退けた一審・大阪地裁判決を変更し、市側に150万円の支払いを命じた。（坂本輝昭、柳谷政人）

塩月秀平裁判長は、雇用の「打ち切りは「裁量の範囲内」として違法性を認めなかったが、市側が三井さんに批判的な勢力の圧力に屈して動いたことは認め、その行為は「三井さんの人格を侮辱し、人格権を侵害した」と認定した。

高裁判決によると、三井さんは2000年9月、男女平等の問題を考える市民講座を企画したり講演会会場となったりする施設「すてっぷ」の非常勤館長に就任。04年3月で継続を打ち切られた。

判決は、その間に三井さんへの「陰湿、執拗で組織的な攻撃」があったと指摘。市政に影響力を持っていた当時の市議1人が「すてっぷ」の蔵書廃棄を議会で求め、複数の市民が市に嫌がらせ電話をかけるなどしたと述べた。

そのうえで、市幹部や財団幹部が三井さんに相談もなく後任選びを進め、後任候補には三井さんに続投の意思がないと勝手に伝えていたなどと指摘。こうした行為は「一部の勢力の動きに屈したものと認定し、「三井さんは生活に重要な意味を持つ雇用継続の情報から一切排除された」として賠償を認めた。

さらに判決は、市男女共同参画推進条例案に強力に反対していたこの市議が突然賛成に回った点などを挙げ、条例可決と引きかえに三井さんを排除する合意が市側とできていた疑いも消せないとした。

三井さんは記者会見し、「「男女平等なんて」という勢力に行政が屈服した結果だと認められた。私と同じような立場の人たちに勇気を与える判決だ」と話した。

豊中市の永原武敏・人権文化部長は「市の主張の一部が認められず大変残念」などとするコメントを出した。

▲朝日新聞
2010. 3.31 朝刊

高裁裁判長は、バックラッシュ（男女平等推進を毛嫌いする流れ）勢力の横暴で陰湿な攻撃の内容を詳しく認定し、攻撃に対して毅然と対峙して男女平等を推進してきた三井マリ子さんを、攻撃に屈して財団から排除したことを、人格権侵害で不法行為にあたるとしました。２審判決の核心部分は以下の通りです。

「事務職にある立場あるいは中立であるべき公務員の立場を超え、控訴人に説明のないままに常勤館長職 体制への移行に向けて動き、控訴人の考えとは異なる事実を新館長候補者に伝えて候補者となることを承諾させたのであるが、これらの動きは控訴人を次期館長には就かせないとの明確な意図をもったものであったとしか評価せざるを得ないことにも鑑みると、これらの行為は現館長の地位にある控訴人の人格を侮辱したものというべきであって、控訴人の人格的利益を侵害するものとして不法行為を構成する。」

2009 年 8 月、国連の女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約の実施状況について、日本政府に、「委員会は締約国において男女間の不平等が根強く存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する『バックラッシュ』が報告されていることに懸念を有する。」としています (29 条)。そして「条約第 5 条で要求されている女性と男性の役割や任務に関する文化の変革を推進するよう勧告」しています (30 条)。

豊中市ならびに財団は、この条約を誠心誠意進めてきた三井さんを、嘘偽りを弄して職場から追い出しました。高裁の判決後も、被告はその違法性を認めず、最高裁に上告していました。

三井マリ子さんは、このたびの最高裁決定に対し次のように述べています。

> 豊中市は、男女平等を進めるセンターの館長の私に、職場情報を知らせず、その一方で、『本人は辞めることを承諾している』とデマを流して、私の首を切りました。こんな仕打ちを、高裁は「人格権の侵害」として断罪し、それを最高裁が認めたのです。陰湿で無礼な首切りは犯罪的行為と決まったのです。訴訟に費やした７年間がこれで報われました。今晩から、ぐっすり眠れます。
>
> 三井マリ子（とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ初代館長、原告）

バックラッシュに屈しなかった原告の勝利を信じて今日のこの日まで伴走してきた私たちも同じ思いです。そして女性の人権が保障される男女平等社会をめざしてなおいっそうがんばります。

館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会
（代表上田美江、副代表木村民子）

問い合わせ先は以下です。

●原告・三井マリ子 bekokuma@hotmail.com
●支援する会広報担当・和田明子 akiwada@tcct.zaq.ne.jp
●常任弁護団　弁護士

寺　沢　勝　子 06-6365-8891（団　長）
島　尾　恵　理 06-4706-8539（事務局）
宮　地　光　子 06-6947-1201
川　西　渥　子 06-6316-0370
大　野　町　子 06-6365-5215
石　田　法　子 06-4706-8539
長　岡　麻寿恵 06-6773-6921
渡　辺　和　恵 06-6633-7621
紀　藤　正　樹 03-3515-6681
越　尾　邦　仁 06-6362-5600
溝　上　絢　子 06-6363-2191
中　平　　史 06-6365-8891

最高裁調書　豊中市市長浅利敬一郎宛（左）　すてっぷ 財団理事長高橋叡子宛（右）

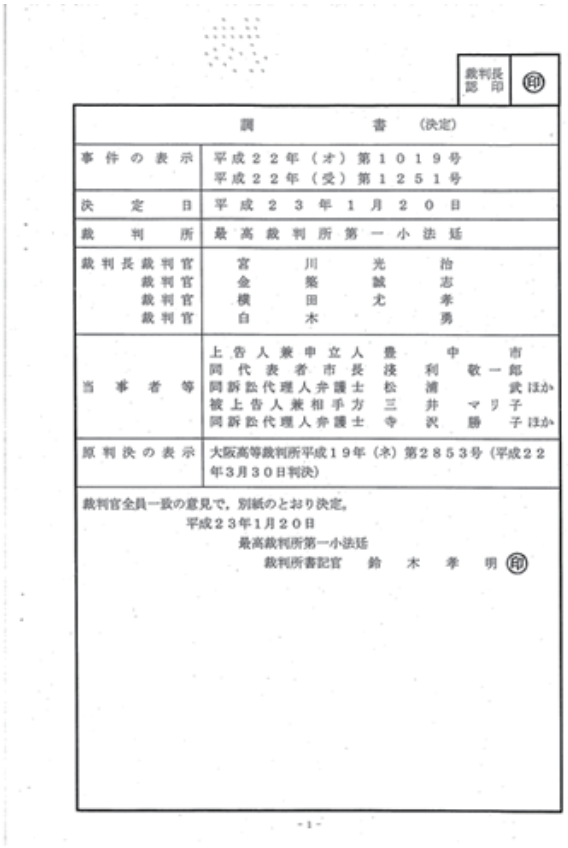

裁判長認印 ㊞

調　書（決定）

事件の表示	平成２２年（オ）第１０１９号 平成２２年（受）第１２５１号
決定日	平成２３年１月２０日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	宮川光治 金築誠志 横田尤孝 白木勇
当事者等	上告人兼申立人　豊中市 同代表者市長　浅利敬一郎 同訴訟代理人弁護士　松浦武ほか 被上告人兼相手方　三井マリ子 同訴訟代理人弁護士　寺沢勝子ほか
原判決の表示	大阪高等裁判所平成１９年（ネ）第２８５３号（平成２２年３月３０日判決）

裁判官全員一致の意見で，別紙のとおり決定。
平成２３年１月２０日
最高裁判所第一小法廷
裁判所書記官　鈴木孝明 ㊞

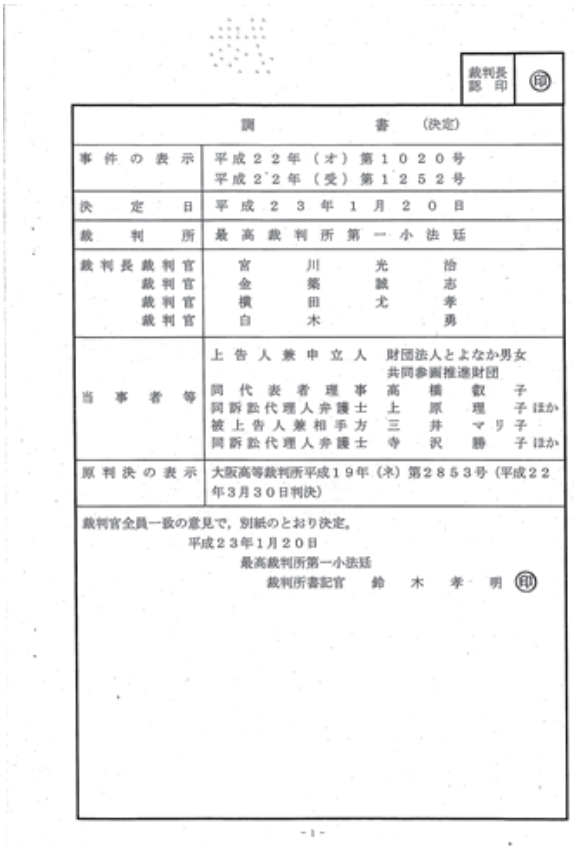

裁判長認印 ㊞

調　書（決定）

事件の表示	平成２２年（オ）第１０２０号 平成２２年（受）第１２５２号
決定日	平成２３年１月２０日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	宮川光治 金築誠志 横田尤孝 白木勇
当事者等	上告人兼申立人　財団法人とよなか男女共同参画推進財団 同代表者理事　高橋叡子 同訴訟代理人弁護士　上原理子ほか 被上告人兼相手方　三井マリ子 同訴訟代理人弁護士　寺沢勝子ほか
原判決の表示	大阪高等裁判所平成１９年（ネ）第２８５３号（平成２２年３月３０日判決）

裁判官全員一致の意見で，別紙のとおり決定。
平成２３年１月２０日
最高裁判所第一小法廷
裁判所書記官　鈴木孝明 ㊞

最高裁勝利の報道

▶朝日新聞 大阪北摂版朝刊
2011年1月25日

豊中市の上告を棄却

解職元館長に150万円賠償

最高裁

豊中市の男女共同参画推進施設「すてっぷ」の館長職を不当に打ち切られたとして、初代館長で女性政策研究家の三井マリ子さん(62)が、市と運営財団を相手取り約1200万円の損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷（宮川光治裁判長）は市側の上告を棄却する決定をした。市側が150万円の賠償金を支払うよう命じた二審・大阪高裁判決が確定した。

決定は20日付。市によると、すでに利息を含む195万円を三井さん側に支払ったという。三井さんは2000年に「すてっぷ」の非常勤館長に就任したが、04年3月で打ち切られた。昨年3月の高裁判決は、「裁量の範囲内」として雇用打ち切りの違法性は認めなかったが、市側が三井さんに批判的な勢力の圧力に屈して動いたことが「三井さんの人格権を侵害した」と認定した。（柳谷政人）

▼毎日新聞 大阪北摂朝刊
2011年1月25日

豊中市の上告棄却

150万円支払い確定

雇い止め賠償訴訟

豊中市の男女共同参画推進センターの非常勤館長だった女性政策研究家の三井マリ子さんが「雇い止めされた」として、市と運営財団を相手に慰謝料など1200万円を求めた訴訟で、最高裁第1小法定（宮川光治裁判長）は市の上告を棄却した。20日付。市側に150万円の支払いを命じた昨年3月30日の大阪高裁判決が確定した。

【山口朋辰】

◀読売新聞 大阪北摂版朝刊
2011年1月25日

館長不当雇い止め

豊中市の上告棄却

損害賠償150万円

豊中市の外郭団体が運営する「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の館長を不当に辞めさせられたとして、女性政策研究家の三井マリ子さん(62)(東京都)が市などに損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷(宮川光治裁判長)が、市側の上告を棄却したことが24日、分かった。決定は20日付。市側に150万円の支払いを命じた2審・高裁判決が確定する。

市などによると、三井さんは2000年9月に館長に就任。01年4月から任期1年の雇用契約を更新してきたが、館長を常勤に変更するのに伴い、04年3月末に雇い止めされた。市の担当幹部は三井さんに説明せずに、03年秋から後任候補に就任を打診しており、2審判決は「人格権を侵害した」と認定。三井さんの請求を棄却した1審・地裁判決を変更して、150万円の損害賠償を認めた。

▼TV報道 MBSニュース

MBSテレビ報道をYouTubeで見られます。わずか1分間ですがほんとによくできています。クリックしてご覧ください。
http://www.youtube.com/watch?v=LBkvy8Wzg-4

「人格権の侵害」最高裁が認める

豊中市女性センター館長雇い止め裁判

三井マリ子さん　勝訴

最高裁判所は「豊中市女性センター館長雇い止め事件」について、被告・豊中市らの上告・上告受理申し立てを棄却する決定を下した（1月20日付）。この裁判の大阪高裁2審判決は、昨年3月30日に下されたが、今回の最高裁の決定によりその判決が確定したことになる。

高裁裁判長は、バックラッシュ（男女平等推進を毛嫌いする流れ）勢力の攻撃を認定し、それに毅然と対峙して男女平等を推進してきた三井マリ子さん（とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ初代館長、原告）を運営財団から排除したことを人格権侵害で不法行為にあたるとした。2審判決の核心部分は以下の通り。

「事務職にある立場あるいは中立であるべき公務員の立場を超え、控訴人に説明のないままに常勤館長職体制への移行に向けて動き、控訴人の考えとは異なる事実を新館長候補者に伝えて候補者となることを承諾させたのであるが、これらの動きは控訴人を次期館長には就かせないとの明確な意図をもったものであったとしか評価せざるを得ないことにも鑑みると、これらの行為は現館長の地位にある控訴人の人格を侮辱したものというべきであり控訴人の人格的利益を侵害するものとして不法行為を構成する」。

2009年8月、国連の女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約の実施状況について日本政府に「委員会は締約国において男女間の不平等が根強く存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する『バックラッシュ』が報告されていることに懸念を有する」とし「条約第5条で要求されている女性と男性の役割や任務に関する文化の変革を推進するよう勧告」している。

豊中市ならびに財団は、この条約を誠心誠意進めてきた三井さんを職場から追い出した。高裁判決後も被告はその違法性を認めず、最高裁に上告していた。

三井さんは今回の最高裁の決定に対し「豊中市は男女平等を進めるセンターの館長の私に職場情報を知らせず、その一方で『本人は辞めることを承諾している』とデマを流して私の首を切りました。こんな仕打ちを高裁は『人格権の侵害』として断罪し、それを最高裁が認めたのです。陰湿で無礼な首切りは犯罪的行為と決まったのです。訴訟に費やした7年間が報われました。今晩からぐっすり眠れます」と述べた。

▲I女のしんぶん
2011年2月10日
I女性会議発行

どんなニュースも逃しません！

FLASH

三井マリ子さん勝訴確定！
最高裁、豊中市らの上告棄却

最高裁判所は、1月20日に「豊中市女性センター館長雇い止め事件」の被告・豊中市らの上告および上告受理申立を棄却した。これにより館長だった三井マリ子さんの雇い止めを、人格権侵害で不法行為にあたるとした大阪高裁の原告（控訴人）勝訴判決が確定した。国内の女性差別については国連女性差別撤廃委員会も日本政府に勧告していた。三井さんは「訴訟に費やした7年間がこれで報われました」と語った。

▲ふぇみん婦人民主新聞 No.294
2011/02/05　FLASH

最高裁判決を機に男女共同参画行政を

勝又 みずえ（68歳）主婦

男女共同参画社会基本法ができて一〇年以上たった。女性があらゆる所で活躍できる社会にしようという法だ。地方公共団体も「実施する責務」があると明記されている。しかし、私の住む山口県岩国市には推進拠点施設がなく、DV（夫からの暴力）の実態調査もせず、農家女性の地位向上のための「家族経営協定」も積極的に進めようとしない。「二一世紀の最重要課題」だと法は唱えるが、現場にその気はない。行政の怠慢は、議会に男女平等を毛嫌いする勢力がいることと関係がある。宇部市では、そうした勢力の圧力によって「女らしさ、男らしさ」が強調された男女共同参画社会条例に変えられた。

一月末、最高裁は重要な決定をした。七年前、大阪府豊中市が同市男女共同参画推進センター館長の三井マリ子さんを不当解雇した。基本法の精神を大事にした館長を目の敵にする議員らの圧力に屈して、館長に職場情報を知らせず、嘘をついたりして職場から追い出したのだ。これを大阪高裁は、「三井さんの人格権を侵害した不法行為」とした。最高裁は高裁判決を支持した。

この判決を機に、日本各地での男女共同参画推進行政が、法や条例に則り、正しく実行推進されることを願ってやまない。

▲
最高裁判決を機に男女共同参画行政を
勝又みずえ（山口県本郷村）
週刊金曜日　2011 2.25 (836号)

喜びの声・こえ・コエ

皆さん、最高裁勝利へのたくさんのお祝いありがとうございます。長い７年間でした。ここまで来れたのは、ひとえに皆さんの励ましのおかげです。本当にありがとうございました。辛いこともあった歳月でしたが、将来、闘う人たちのために判例として残せたことはこの上ない喜びです。

三井マリ子（すてっぷ初代館長、原告）

☆　島尾 恵理さん（弁護士）
本日、上告棄却、上告受理申立棄却の決定が届きました !!! 三井さん、おめでとうございます。本当によかったです。

☆　紀藤 正樹さん（弁護士）
本当に良かったです。三井さん、これで胸のつかえが取れましたね。大阪の実働弁護団の皆様、本当にご苦労さまでした。やった＼(^o^)／

☆　長岡麻寿恵さん（弁護士）
三井さん、弁護団の先生方、事務局長の島尾先生、長い間本当にお疲れ様でした。経験豊かな先生たちから、いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。

☆　石田 法子さん（弁護士）
「あきらめない」。これが最大の勝因のような気がします。諦めなかった三井さんこそむしろ有り難うございました。

☆　寺沢 勝子さん（弁護士）
上告棄却よかったですね。おめでとうございます。上告理由書を見て、こんなことを理由にしかできないなら、事実認定の問題でしかなく、早晩、棄却判決が出るとは思っていましたが、うっかりしたことを言うと、すぐに喜んだり、悲観したりされるので何も言わないでおこうと思っていました。比較的早く判決が出てよかったですね。三井さんの頑張りがもたらした勝利です。

大阪地裁では無念の敗訴．しかし・・・

☆　川西 渥子さん（弁護士）
裁判としては大勝利で良かったですね。「闘いなくて、勝利なし」と、私が弁護士になった当時に、労働者の皆さんが旗を作って苦しい闘争後の勝利を祝ったことを思い出しました。初心忘るべからず、は常に真理ですね。

☆　宮地 光子さん（弁護士）
上告棄却、上告受理申立棄却の結論を予想していたとはいえ、ホッとしました。バックラッシュに負けなかった女たちの闘いを歴史に残すことができたと思います。三井さん、ファイトバックの会の皆様、弁護団の皆様、長い間、本当にありがとうございました。

☆　高木 澄子さん（ 東京都）
三井さん みなさん 勝訴、本当におめでとうございます。長年、公務員の非常勤問題については、地方公務員法上、闘い難しと言われていましたが、扉を開きましたね。非常勤という身分との闘い、女性差別との闘い、バックラッシュとの闘い！それらに勝利しましたね。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

☆　伊藤 由子さん（宮城県）
おめでとう！おめでとうございます。これが本当の新年のお慶びを申し上げます、ですね。めげずに戦い続けてきた三井さん、そして弁護団のみなさんにご苦労様でした、やったね、とお祝いの気持ちを届けたいです。新聞に載りましたか？さまざまな形でこの成果を広めていきたいです。新年早々、いいニュースが聞けました。これまでの根気強く、沈着冷静な活動に多くのことを学びました。励まされた人は大勢います。これからもつながりあい助け合って課題を粉砕していきましょう。

☆　羽山 孝子さん
おめでとうございましたッ！ 信じていましたけれど。まずは、お祝いと、これまでのご苦労の労いまで。

☆　井上 直美さん（働き方について考える会「シッカリ」）
おめでとうございます。数年前、東久留米市にも講座に来ていただきました。まだ１審の頃です。ずっと、情報転載（転

送）くらいしかできない私でしたが、一非正規雇用（官制ワーキングプア）の私自身、ずっと注目してきました。物言わない（いいにくい）市民（国民）の中にも、見ている人は、たくさんいます。本当におめでとうございます。お疲れ様でした。嬉しくてメールしちゃいました。今後の活動、ご活躍を期待致します。働き方について考える会「シッカリ」

☆　金子 譲二さん（兵庫県）

三井マリ子さまおつかれさまでした。ごくろうさまでした。ほんとうにおめでとうございます。ゆっくりおやすみくださいませ。落ち着いたら、勝利確定報告会を各地でされることと思います。この地は複数の在特会系議員を含み極右バックラッシュ勢力が岩盤のように残る保守色の強い地ですが、この勝利確定をてこに、重い扉を押し開けていきたいです。実現できるかどうか分かりませんが、何かの形で、公開講演会のようなものを開き、多くの市民が感じている閉塞状況を、やればできるんだということを、みんなに知らせていきたいです。三井さんのご都合はいかがでしょうか。（後略）

☆　赤倉 昭男さん（相模原市）

三井さん、そして闘った皆さんおめでとうございます！ついに、針の穴を象が通ったという思いです。

☆　北垣由民子さん（ 京都市）

おめでとうございます。日本の司法も捨てたものじゃなかった！正義が通ってよかった！日頃の心のつかえがとれました それにしても日本の女性の立場はまだまだ弱いし自覚にも欠ける同性が多いと思います

★　正路 怜子さん（WWN 前会長）

三井マリ子さん、おめでとう。もうあれから７年もたったのですね。住友裁判 10 年で長いと思ってましたが。住友裁判勝利のパーティを豊中のすてっぷでやっていた時に、三井さんが宮地弁護士に相談したのが、裁判の始まりでしたね。夫の病気などもあり、十分応援できませんでしたが、素晴らしい弁護団と、立派な学者の意見書によって、レベルの高い裁判ができましたね。

有期雇用でもやたらに解雇できないこと、女性センターや女性政策へのバックラッシュ派の策動を許さないこと…この閉塞状況を変えるには、女性の力を活用する以外にないことが、だんだん常識化してきましたね。

提案ですが、豊中市や財団の関係者に、責任をとってもらってください。市のお金を無駄に使ったのですから、減給とか、市の広報に載せるとか…

国や自治体の男女共同参画局に結果を知らせ、それぞれで三井さんを呼んでシンポジウムを開く。一番いいのは、新聞に大きく載せてもらうことなので、２月６日にしっかり取材してもらうことです。共同通信とか時事通信からの配信で、地方都市の新聞に載るのも効果的です。

手づくりの横断幕を説明する北村三津子さん

これを機に、女性政策へのバックラッシュの流れを切り替えたいですね。女性の力なしには、この日本は変えられないことはみんな知ってますから。

★　設楽 ヨシ子さん（ふぇみん　婦人民主クラブ）

最高裁勝利おめでとうございました。三井さんの「今夜からゆっくり眠れます」という言葉、本当に実感がこもっているとお聞きしました。

日本社会は草の根右翼に弱いことが大きな問題ですね。日常生活に深く根ざして変化に牙をむくこの体質を何とか突破しなくてはと強く思っています。今後のご活躍期待しています。

★　高開千代子さん（徳島県）

少し遅れてですが、１月２８日の私のブログに載せました。在特会（在日特権を許さない市民の会）が 徳島県教組に昨年４月に乱入し、私はその裁判も含めて支援活動にもかかわってきました。 京都朝鮮学校への襲撃事件との合併審理が明日から３回 京都地裁で行われます。おかげでというと変ですがバックラッシュについて 徳島県内では理解が広がりました。

これから勝利の報告集会に続き、全国でもいろんな集会で報告することも多くなると思います。機会があれば 徳島へもお呼びしたいと思います。お忙しいでしょうが、お身体に気をつけてますますご活躍ください。

★　小枝すみ子さん（千代田区議会議員）

千代田村の政治で疲弊しきっていたのでうれしいやら、なんだろう、涙が出てきました。おめでとうございます。ここまで戦ってそれも勝利できるなんて。

まず戦うことに躊躇し、そしてたたかい続けることに疲れてしまうのではないかと。すごい一歩を、踏み出していただきました。

区議会の仲間たちと MBS テレビを見ました。よりリアルに理解できました。

★　坂本 洋さん（デイサービス運転手、豊中市）

おめでとうございます！当たり前のことがなかなか認められないこの国で、高く厚い壁を前にして、多くの小さな市民は、ともすれば心くじけてしまいます。

三井マリ子さんはあきらめず、勇気を持って大きな力に立ち向かいました。何よりも、尊厳を傷つけられたことが許せなかったことでしょう。

嘘やデマで傷つけ、同僚を分断し、小賢しい役人が保身のために仲間を売る。声の大きい輩が、権力を傘に着て恫喝する。三井マリ子さんはそれらの大きな力に打ち勝ったのです。三井さんを支えてこられた支援者の方々、献身的に奮闘された弁護士のみなさん、みなさん方の闘いに心から敬意を表します。

★　秋葉 泰子さん（東久留米市）

「勝利カンパ」をしよう！

最高裁での勝利判決、おめでとうございます。三井さん、そして弁護団の皆さん、７年間本当にお疲れさまでした。東京にいる私は自分のことにかまけてあまりお力になれず申し訳なく思っておりますが、勝利判決を喜ぶ一方、気になるのが賠償金の余りの少なさです。弁護士費用、その他もろもろの費用はどうするのだろう？ということを心配しております。三井さんは今まで社会的にもすばらしい活動をなさってきて、私たちも励まされ影響を受けてきました。ここで三井さんを支援してきた仲間で、費用の一部でも賄うために、「勝利カンパ（仮）」に取り組んではいかがでしょうか。男女平等を願う仲間の連帯のためにも。

◎　金田 佳枝さん（川崎市）

今日は節分です。先日の判決を喜んでいるかのように、家の周りでは、梅の花が紅白入り交じって満開になっています。あのニュースから、少し時間が経ちました。報告会やいろいろのお集まりで、お忙しくお過ごしのことと思っていますが、お疲れなど大丈夫でしょうか。先日のニュースを私が参加している川崎のグループ（川崎の男女共同参画社会をすすめる会）通信に載せさせていただきました。

弁護士の話に耳を傾ける

◎　大賀美弥子さん（市川房枝記念会の不当解雇裁判元原告）

三井さん　最高裁勝利、本当におめでとうございます！毎日放送のニュース報道、見ました。すごいですね。関西のみのオンエアーでしょうか。裁判の意味、エキスをきちっと語ってますね。この裁判の影響は、とても大きいですね。圧力に屈しない、その強いメッセージを後から続く人々に贈ってくれました。

ＢＩＧ　ＰＲＥＳＥＮＴ！　本当にありがとう、そして、お疲れ様でした。世の中、どーなるか、混迷をきわめていますが、裁判をたたかったものにとっては、怖いものなしです。心と身体の健康だけは気をつけて、楽しく人生を歩いていきましょう。

◎　美谷 克己さん（富山県）

最高裁で勝訴確定との連絡が来ました。長い苦しい闘いだったでしょう。ごくろうさまでした。長い闘いをした結果といえば、これまでほとんどは行政の肩を持った判決でした。そんな中での勝訴ですから、ほんとに値打ちがあります。日本の女性運動史・裁判史に残る特大の勝利ですよ！　励まされている人が多いと思います。心から勝訴をお祝い申し上げ、ご辛苦をおねぎらい申し上げます。

◎　伊藤みどりさん（働く女性の全国センター）

三井さん、皆さま、公務非常勤問題で最高裁第１小法廷が上告を棄却し、今回、高裁判決を認め勝訴させたことは、とても意義のあることだと思います。

国立情報学研究所裁判で、奇跡の１審勝訴、２審敗訴、最高裁上告棄却という体験を支援しました。この１審は、大阪大学図書館非常勤事件の最高裁棄却敗訴の理由に根拠を持っての勝訴。その後、中野区の保育園の非常勤事件で損害賠償が認められるようになってきています。雇止めまでは、任用であって解雇ではないという論理が崩せていませんが…。

小さな捨石の上に、三井さんの最高裁棄却・高裁勝訴決定があり、この三井さんの勝利は、次の大きな石の架け橋になるのではないかと思います。（後略）

☆　佐伯 洋子さん（神奈川県）

たぶんメールが殺到してると思います。私も仲間に入れて下さい。返事はいりません。豊中市の上告棄却で勝利を勝ち取り本当におめでとうございました。７年間、東京から大阪に通ったことだけでも敬服です。

☆　中田 慶子さん（長崎市）

このほどの最高裁での勝訴、ほんとうにおめでとうございます。今週、函館の竹花郁子市議が 長崎にきて DV 予防教育の見学に来てくれました。そのとき三井さんの勝利を、遠く長崎で、一緒にお祝いしました。ほんとうによかったです。

☆　佐藤加代子さん（秋田県）

三井マリ子さん、最高裁勝利、おめでとうございます。秋田でも喜びあっています。ほんとうにお疲れさまでした。勝又さんから送られたメールで、ＴＶニュースも見ることができました。うれしいですね！

秋田でも、５月中旬以降、裁判勝利の祝賀会ができればうれしいです。そのころには、統一地方選も終わり、県議のこだま祥子さん（ファイトバックの会賛同者）も再選されたら、みんなで祝杯をあげたいと思っています。

☆　三橋 敦子さん（東京都退職女性教職員の会会長）

久々に女のねばり強さで最高裁勝利を実現！

「豊中女性センター館長雇止め事件」で勝訴した三井マリ子さん！　７年間ごくろうさまでした。

男女共同参画時代になっても女性の人権はどうなっているのか？　女性の生きるところ常に苦しみ、怒り、泪がつきまとい、差別に抗して必死に生きる人々が力つきる時に、権力や金を持たない一市民が雇止めされ、「人格権」と一歩前進した勝利を得た事は、女性に、そして差別に苦しんでいる人々にとって大きな力となります。私も「雇用差別」「石原都知事ババァ発言」「君が代問題」などの訴訟の原告になり、また支援活動にとりくんできました。しかし敗訴することが多くて、今回の最高裁勝利が、判例法として残り、進歩することを願っています。

最後に私ごとですが 1987 年、三井さんが初めて 東京都議会議員選挙に立候補された時に、私もその選挙対策委員の一員となって事務所に詰めました。若くて美しい三井さんを叱咤激励し見事当選を致しました。その時の頑張りが今も生き生きと根づいている事を知り、これからも心あるご活躍をなさいますよう期待しています。

◆　山口 和子さん（富山県）

勝訴おめでとうございました！ワンダフル！ブラボー！塚本協子さんが三井さんの裁判闘争に刺激され訴訟に踏み切ったとの話のように、全国のたくさんの女性たちがこの朗報に勇気づけられます。

先日、元裁判官だった生田暉雄さん（現在弁護士）が、赤裸々に日本の裁判所や裁判官について語っておられる文章を読み、あまりの酷さ・お粗末さに愕然としていたところでした。（魚住昭さんのブログ参照 http://uonome.jp/feature/1048）超お忙しいと思いますので、もし時間がとれたら「我々は遅れた社会に住まわされている」の文だけ読んでみてください。これからもお体を大切にされ、ますますのご活躍を期待しています

◆　池崎 翔子さん（大阪府）

三井さん　こんにちは　ご無沙汰しております。勝訴、おめでとうございます！！！　お疲れさまでした。非常に嬉しく思います。（毎日放送）テレビもネットで拝見しました。そして勝又さんのメールにあった現人権文化部長の発言を残念に思います。そんな人が部長をやっていていいのかと。理解が足りず勉強不足ではないかと思いました。三井さんの勝訴で、今後の未来の裁判に大きな影響を与えると思います。祝賀会ですね。今はゆっくりと休養されているかと思いますが、今後は何をされるご予定ですか？

私は先日ヨーロッパから戻って参りました。今は 大阪です。阪大の国際公共政策研究科で後１年かけて修士論文に取り組みます。関西にお立ち寄りの際には是非お会いしたいです。

◆　高橋喜久江さん（日本キリスト教婦人矯風会）

このたびは、本当におめでとうございます。７年の長きにわたってのご健闘を、はるか離れた地で支えて参りました。心からお喜び申し上げます。女性解放のためにずっと以前から闘っておられた三井マリ子さんの存在をいつもありがたく思っておりました。その三井さんが、ついに最高裁で勝利を獲得したことを心からうれしく思います。私は 77 歳ですけれど、女性問題、とくに慰安婦問題の解決のために今でも闘っております。三井さんの今後のさらなるご活躍をご期待申し上げます。

◆　沖藤 典子さん（作家）

おめでとうのメッセージをお送りします。「やっぱり三井さんが正しかった」ことが、最高裁で証明されました。こんなにうれしいことはありません。私も三井ファンの一人です。三井ファンとして心が晴れる思いです。よかった、よかった！

◆　竹信三恵子さん（朝日新聞）

三井様、連絡が遅くなってすみません。月曜は出張していて、お返事する時間がない過密スケジュールで、昨日は１日、缶詰めになっていましたので、こんなに祝いが遅くなってしまいました。三井さんのこれまでのご努力が、実りましたね。本当に、おめでとう。

◆　木村 真さん（豊中市議会議員）

今、和田明子さんから「豊中市の上告、棄却された」と連絡がありました。本当におめでとうございます。市と財団は、

豊中市内でビラまき（岡橋時子撮影）

まずは三井さんに対し、そして全ての市民に対し、謝罪せよと訴えたいです。定年で“逃げ得”を決め込む当時の人権文化部長・H氏！現在は市に戻って昇進している当時の財団事務局長・Y氏！男女共同参画推進条例反対勢力として三井さんや市に圧力をかけ、市を不法行為へと至らしめる背景を生み出したK元市議！あなたがたは上告棄却・高裁判決確定を受けて、どのように責任を取るのですか。

◆　小西佑佳子さん（前川西市議会議員、元すてっぷ職員）
　長い長い７年でした。最終的な勝訴確定、おめでとうございます。私はすてっぷで三井さんに出会わなければ選挙に出ようとも思わなかったでしょうし、もっと後ろ向きの人間のままだったと思います。今の私があるのは三井さんに出会ったことが大きく影響しています。そんな師匠とも呼べる人の裁判ですから、私自身も関心をもって見守り、陳述書も書いて応援しました。三井さんご自身は頭脳明晰で強い人ですが、それでもこの事件では非常に辛く悲しく悔しい思いをしたと思います。その後の裁判でも、並大抵ではない知力と勇気と忍耐が必要だったことでしょう。他の女性たち、他の非正規雇用の人たちが同様の苦しみを味わうことを減らすのに役に立つ判例です。日本の男女平等実現の歩みはとても遅いですが、それを少し速くするきっかけになるできごとです。とても嬉しいです。

◆　さとう しゅういちさん（広島県）
めでたいです！三井さんの勝利確定とわたしの離党アンド組合からの事実上の追放がおなじ日とは幸先がよいです。

◆　赤井むつみさん（北海道八雲町議会議員）
MBS ニュースを見ました。とても嬉しい知らせです。最近、司法関係に不信感を感じていただけに、まともな裁判官もいるのだと思いました。まずはおめでとうございます。

◆　Haru Fukui さん
Dear Mitsui-san,
 I have read about the Supreme Court's sudden and welcome decision on your case and hasten to add my congratulations to those of your other friends and supporters. This is obviously an extremely important watershed event in the history of the women's and human rights movements in Japan, and in the world at large, and deserves a big celebration. Frankly, I remain very unhappy and angry about the measly amount of the award--1.5 million yen? No kidding!--and believe that it should be at least ten times that. (I suspect that it would be more like 150 million yen in the United States.) But I tell myelf that what really matters is the legal and moral victory you and your friends have won. and that's what I join celebrating on this side of the Pacific Oceans. Kanpai!

◆　二木 洋子さん（高槻市議会議員）
ほんとうにおめでとうございます！
友人から 24 日のお昼に携帯メールで教えてもらいました。三井さんの弾んだお声が、耳元で聞こえるようでした。ほっと安堵されたことと思いますが、また、お忙しくなるのではと思います。どうぞ、お体には、くれぐれも御自愛下さい。私もがんばります！なお、私のいきいき日誌にも判決確定のことを少し書いています。

◆　陣内 泰子さん（八王子市議会議員）
三井さん　みなさんおめでとうございます。本当に努力と信念の勝利です。お疲れ様。

◆　高橋・ブラクソン・久美子さん（狭山市議会議員）
三井さん、おめでとうございました。「アファー」で高裁で勝利した事がついこの間のようだったのに、もう最高裁で結論が出たのですね。勝利は本当に胸がすうっとしますね。バックラッシュに戦わなければならない事が良く分かりました。三井さんの勇気と彼女を支えた木村民子さんらの応援団の素晴らしさを思います。偉い！！！！

◆　岡田夫佐子さん（ファイトバックの会）
岡田です（全て転載・転送歓迎です）。公募で選ばれ、誠実に実績ある男女平等施策を実践してきた「すてっぷ初代館長」三井マリ子さんが、バックラッシュ勢力におもねる大阪府豊中市から石を持って追われて７年。この間、三井さんは、“すてっぷ”に近づくことができませんでした。が、豊中市の上告棄却により、こちら側の主張する事実をほぼすべて認定した高裁判決が確定しました。この勝利判決を胸にこのたび７年ぶりに原告、三井マリ子さんは“すてっぷ入り”を果たします。一審敗訴の折には、文字通り腰が抜けて（失礼！）、原告席をしばらく立ち上がれなかった三井マリ子さんです。皆様、日本の男女平等の前進に間違いなく一石を投じたこの裁判勝利をともに喜び、今後に最大限生かしていきたいと思います。緊急ですが、地元豊中市支援グループの方々が中心となり、下記集会を企画していただきました。ぜひご参加いただきますようご案内させていただきます。（後略）

◆　福間 公子さん（ファイトバックの会）
豊中市の上告が棄却され、高裁判決が確定したこと、ほんとによかったですね。これも、提訴した三井さんの勇気、長い年月の弛まない忍耐、素晴らしい弁護士の方々のご努力と力量、上田さんはじめ世話人の方々のご尽力、等々の結晶と、嬉しい思いを噛みしめています。北村さんに喜んでほしかったですね。今となっては、高裁判決について、宮地先生が指摘しておられた非常勤の雇止めそのものについての突っ込みの足りなさや、慰謝料・弁護士費用の低さは残念ですが、これは欲というものでしょうか。（後略）

◆　大久保恵子さん（越前市議会議員）
大瀧さんから連絡がありました。本当におめでとうございます。何もできずにすみませんでした。

◆　このたびは確定おめでとうございます。ツィッターでまた白石さんのつぶやき（@hamemen 白石草）で知りました。意外と速い共同。でも、私の速報が勝った！
RT @47news: 三井マリ子さんの勝訴確定　男女参画館長職の雇い止め（http://bit.ly/fUNEpu）
Ｋ．Ｆ．（岡山県）

◆　三井さん、お疲れ様でした。勝訴は本当に良かったですね。ネット配信が２６日真夜中になってもまだ見られますので、まだの方どうぞ。とくに男性の本郷部長（男同士で密室で決めれば、あとは都合よく、女ならば非正規ならば動かせる、などと、実に傲慢にも画策した張本人）が、はっきりと断罪されたことが、とても良かったです。
Ｋ．Ｍ．

◆　最高裁の棄却、心より“よかった”と言いたいです。今までの苦労が実ったとはこのことですね。歴史に残る実績を残したと思います。
Ｙ．Ｓ．

◆　三井さん、いまメールを開いて、勝訴されたことを知りました。おめでとうございます。７年もの長い間、頑張って来られたことが報われて、本当にホッとされていることと思います。明日から、またお忙しくなられることと思っています。今夜はぐっすりお休みになって下さい。
Ｙ．Ｋ．（神奈川県）

◆　勝訴　おめでとうございます。やっぱりマリ子さんはすごい。普通の人は７年間も闘えません。芦谷薫さんのこと、有難う。お知らせ読みながら、どうしていいものかと思っているうちに日が過ぎました。ご冥福をお祈りします。芦谷薫さんもあの世から応援してくれたのです。本当におめでとう。
Ｒ．Ｆ．（石川県）

◆　三井さん、ほんとうに素晴らしい勝利ですね！　おめでとうございます。ＭＢＳニュースをYouTubeにアップしました。多分、短いニュースなので大丈夫かと思います。豊中市女性センター館長の不当解雇 三井マリ子さん最高裁で勝訴　http://www.youtube.com/watch?v=LBkvy8Wzg-4
J. A.（大阪）

◆バンザ～イ [拍手][拍手] めでとうございます。お祝いだ～！ 長い間本当におつかれさま～でした。まずはお祝いメールいたしました。
Ｔ．Ｏ．（大阪）

◆　(*^ ▽ ^)/
三井さん、おめでとう伝えにくいけれど、きっと今は電話の嵐だと思うのでメールでおめでとう。お会い出来るのをますます楽しみにしています!!　happy!!!
Ｎ．Ｍ．（大阪府）

◆　よかった！よかった！よかった！＼ (^o^) ／今団交中でわからんちんたちを相手にうんざりしていたところです。嬉しいニュースをありがとうございます。Ｔ．Ｙ．さんたちとこれから「信念会」です。よかった！＼ (^o^) ／
Ｙ．Ｔ．（北海道）

◆　館長雇止め バックラッシュ裁判 勝訴 おめでとうございます。これからの活動でご一緒できる事があれば参加させて下さい。
Ｓ．Ｉ．（千葉県）

◆　勝訴おめでとうございます。元すてっぷ事務局長の山本瑞枝は今、豊中市政策企画部理事（部長待遇）兼コミュニティ政策室室長です。年収は1200万円程度。手当を含んだ給与月額は60数万円、それにボーナスが約4.5ヵ月ほどと思われます。
匿名希望（大阪府）

◆　裁判が勝利したと聞きました。やりましたね。本当によかったです。大阪に来られたら、大々的な祝勝会ができますね。とてもうれしいです。一筋の輝く道が見える気がします。
行政と闘うこれからの裁判のよき前例となることでしょう。
匿名希望（大阪府）

◆　勝った！今日、Wさん宅ですぐ知りました。泣いて涙が止まりませんでした。あちこちに知らせます。
匿名希望（大阪府）

◆　晩に、すてっぷに英語の勉強に行きました。図書館で、三井さんが勝ったことを知ってますかと聞くと、知らないと答えたので皆さんに伝えてくださいよ、と言っておきました。
豊中市は負けたのだと言ったら、笑っていました。これで、私たちの税金使われるのに腹立たないのかと思いました。またこっち（豊中）に来てください。おめでとうございます！
匿名希望（大阪府）

（当会は匿名はなるべくお断りしておりますが、実名表記許可事務ができなかったかた、お名前を明かせない事情のかたの場合、やむをえず匿名にさせていただきました—編集部）

講演録

三井さんの館長雇止め事件の「意見書」を書いて

浅倉　むつ子（早稲田大学大学院教授）

2010 年 4 月 24 日

館長雇止め・バックラッシュ裁判を勝ち抜く集会 @ 東京

三井さん、本当におめでとうございます。皆さんもおめでとうございました。今日はまとまった話をする準備があまりできなかったのですが、大慌てでレジュメを作ってきましたので、少しお話しさせていただきます。私は、少し自分の専門、先ほどご紹介いただいたように、ジェンダー法と労働法が専門なので、そういう立場から、三井さんのこの事件そのものを位置づけながら、自分が書いた意見書について、お話ししようと思います。

Ⅰ　個人的な経験

「引受けなければならない」と思った

最初に、私の個人的な経験にふれます。私は、これまでも、いろいろな裁判に関する意見書を書いたことがありました。それらは、完全に負けたものはなくて、和解で終わったというのが何件かあり、あとは勝てたような状況だったんですね。もちろんそれらは、法的な根拠がある事件だったために、私の力というよりは、私の専門としている労働法の中のいくつかの通説が勝訴を導いてくれたということだったと思います。

それらの事件に比べて、今回の三井さんの事件は、少し、私の個人的な思い入れがあって、お引き受けしました。いやむしろ、お引き受けしなければならないなと思ったケースです。

個人的な経験とはどういうことかをお話します。私は、東京都立大学というところで勉強し、そこを卒業し、そのまま自分の母校の大学で、法学部の教員になりました。その頃、自分としてはすごく「フェミニスト」になりたいと思っていたんです。しかし法律を勉強していますと、余分な専門的知識が邪魔をして、なかなか思い切ったことを言うことができません。そこで、フェミニストになりたいけれどなれない、というような状況でしばらくの間、おりました。

その後、1991 年から 92 年の間、アメリカのバージニア大学に 1 年間、行くチャンスをいただきました。行ったのは、ロースクールです。アメリカのロースクールは、ジェンダー法とかフェミニズム法学とかが、ものすごく進んでいました。女性の学生が半数以上を占めていて、ものすごく活躍しており、教員の半数も女性でした。そしてフェミニズム法学、フェミニズム・ジュディス・プリューデンスというのですけれど、その科目は、教室が満杯になるくらい、盛況で、皆さん、ものすごく活発に議論していました。これは素晴らしいとびっくりして、このアメリカの経験を通して、私はフェミニストになりました。この経験によって、自分でもなりたかったフェミニストになれたような気がして、日本に帰って来ました。

東京都の男女平等参画条例にかかわって

そんなことのあと、東京都の男女平等参画条例を策定する委員会に参加する機会をいただきました。東京都には、女性問題協議会がありまして、以前から女性の問題に関しては先進的な役割を果たしておりました。歴代のたくさんの良い会長さんたちが、良い仕事をしていらっしゃいました。私がこの女性問題協議会の委員になったときには、会長は樋口恵子さん（評論家）でした。そして私は、条例を作る専門部会の部会長という役割を引き受けました。

条例の諮問をされたときは、青島都知事だったんですが、樋口さんたちと一緒に条例策定の仕事をしている間に、石原慎太郎都知事が、99 年に知事に就任しました。私たちが答申をまとめて提出する先は石原都知事になったわけです。私たちは、果たして条例はできるだろうかと危ぶんでいたのですが、ともかく 2000 年には、東京都の条例が策定されました。ただ、条例の内容は、私たちの答申とは異なる前文がついたりして、問題も多いものとなりましたが。

男女差別苦情処理委員会と東京女性財団が廃止された一方、東京都は、条例より前に、「職場における男女差別苦情処理委員会」というのを設けておりました。これは、均等法ができる前から、東京都が率先してやっていた事業であり、私は、それを大変評価していました。

ところが条例ができたのを契機に、東京都は、その苦情処理委員会を廃止してしまいました。同時に、「女性に係る訴訟支援制度」も廃止しました。廃止した理由は、条例ができたんだからもうそちらに任せればよい、という理由でした。ところが、条例に基づく具体的な苦情処理制度は作られませんでした。条例では、苦情は「都知事に対して」申し入れることができるというだけでした。つまり、きちんとした第三者機関はできなかったわけです。これでは何のための条例だったかというので、かつての協議会委員は不満を持ったのですが、結局、2001 年には、ご存じのように東京女性財団を廃止するという方向性も出されました。

そして、新しい条例の下で新しい審議会が発足したんですけれども、その審議会には、以前の女性問題協議会の委員は誰も任命されず、委員は総入れ替えとなりました。ともかくこういう形で、いろいろと問題のあることが進行していきました。

東京都立大学でおきたこと

一方、私は東京都立大学というところにおりましたので、都立大学問題というのも同時進行していきました。今から思うと、二つのできごとはおおいに関係がある問題だったと思います。実は、2000 年 3 月に、学生が大学の中でビラをまいたということを理由に、大学から処分される、という事件が起きました。それにからんでいたのは、東京都のある都議会議員でした。

みなさん、七生養護学校事件というのをご存じでしょうか。この事件については、後に詳しくご報告しますが、この都議は、この事件の被告として登場します。彼は、すばらしい性教育をしていた養護学校を、他の都議とともに視察して、一方的に教育の内容を非難し、「こういう教材を使うのはおかしい」、「感覚がマヒしている」などと言って、教員の資質や人格を否定したのですが、裁判所は、この都議らの行為を「不法行為」として許されない、と述べて、損害賠償を命じました（東京地裁平成 21 年 3 月 12 日判決）。その人が、都立大のビラ事件に関係した都議だったのです。

都議の圧力で大学が学生を処分

この人は都議会でも強圧的なことで有名な人だったのですが、学生たちがまいたビラの中で、「この都議は裏で暴力団と関係している」というようなことを書かれたのです。それについて、都議は、これは人権侵害、名誉棄損だと主張し、学生を処分しない大学に対しては何をするかわからねぇぞ、という脅しの電話を大学にかけてきました。そのとき、当時の都立大学の事務局長が震え上がって、ものすごくびびったわけですね。そこで、大学が全体として、「学生を処分しないとどうなるかわからない」という強迫観念にとりつかれ、強硬手段をとって、評議会で学生を処分したのです。こんなひどい事件がありました。

このことは、ほとんど公けにならずに終わりました。もちろん当時の執行部内部でも、この方針に批判的な良心的な教員がいまして、その方々は役職を辞任したり、いろんなことがあったんですが、それほど表沙汰にならずに終わってしまいました。大学の内部もこのように弱体化していたのです。

そうしているうちに、大学自体はどんどん「改革」というのを迫られました。しかしまだ大学には最後の良心的な教員た

木村民子（左）三井、浅倉、紀藤のみなさん　東京都文京区にて（大熊一夫撮影）

ちがおり、外部からの押し付けの改革ではなくて、むしろ内部の発意で大学自体を改革したいと考えていました。2001年からは、私自身も評議員になったのですが、当時は、評議会が指導権を握って、むしろ都から言われるのではなくて大学のほうから新しい大学構想というのを出そうと、着々と準備していました。東京都には、4つの大学があったのですが、その4大学が都と交渉しながら大学改革というのも進めておりました。

都立大学が首都大学東京に

ところが2003年の3月に、石原都知事の2期目の当選があった直後、都知事はやたら強気になられまして、「まったく新しい大学」を作るんだと言い始めます。今までのような都立大学は「アカの大学」であるから、それとは異なるまったく新しい大学を作るんだ、と宣言されて、教職員は「何が起こるかなぁ」と不安に思っていました。そうしたら、案の定、2003年8月1日に、まったく突然に、一方的に、それまで積み上げてきた大学主導の新大学構想ではなく、東京都が主導のトップダウンの新大学構想を押しつけてきました。そして、一挙に、私たち大学側の構想は全ておじゃんになったのです。その結果、ここから先は「東京都立大学」が「首大（くびだい）」といわれるような大学、つまり「首都大学東京」へと変質していきました。

そんなことがありまして、私自身は、2004年の4月から早稲田大学に移りました。多くの私の同僚も、ほとんどの方が転出しました。そういう流れが、21世紀になって進行したのです。同時に、「ジェンダー・フリー」に対するバックラッシュの動きも、21世紀になってものすごく広がっていきました。私は、これらは、全てが同質・同根の問題であるなぁというふうに実感していました。

一方、私が早稲田大学に移った2004年の4月に、司法改革の一環として、ロースクール（法科大学院）が、全国でいっせいにスタートしました。司法改革自体については、いろいろと評価が分かれています。現実にそううまくいっているとも思えないのですが、理念はすばらしいものです。「誰に対しても手の届く司法」というのが、司法改革の理念です。

ジェンダー法学会創設

そこで、私たちは、ジェンダーという問題を理解する法曹を生みだすお手伝いをしたいと思いまして、2003年の12月に、ジェンダー法学会を立ち上げました。立ち上げるにあたって念頭にあったのは、この「ジェンダー・フリー」のバックラッシュの中で、きちんとした法律学を学ぶ学生をぜひ育てたいという気持ちだったのです。そこで学会を作って、2004年の4月のロースクールのスタートにそなえました。日本のロースクールでも、まさにアメリカのロースクールのように、学生たちがジェンダー問題に熱い興味を持って欲しい、そう思って、私は2004年から早稲田で、労働法のみならず、ジェンダー法も教えています。

Ⅱ　本件の特色

ニューヨークで三井さんと出会って

そんな中で三井さんの事件と出会いました。先ほど伺っていたら、2004年の12月に三井さんが提訴されたということですから、本当に私の経験と重なっているんだなぁと思いました。

実は、三井さんが覚えていらっしゃるかどうかわからないんですが、はじめて三井マリ子さんと私が親しく交流したのは、おそらく1992年頃だったと思います。私はさきほど申し上げたように、91年から92年にアメリカに行っていたのですが、そのとき、たまたま、ニューヨークで、ジャパンソサエティのシンポジウムがありました。そこに三井さんが日本からいらしたんですよね。私たちは、たまたまシンポジストの一員でした。三井さんは、もちろん当時から、私が以前からなりたかった「フェミニスト」でしたので、素晴らしい人だなと思っておりました。その後も、しばらくの間、日本のあちこちで、ときどきお会いしてはおりましたが、それほど深くお付き合いをしていたわけではありませんでした。

多摩市で再会し、中島通子さんを偲ぶ会でまた出会い

もちろん三井さんの訴訟については、勇気のある方だと尊敬の念を強めていました。たまたま2007年だったか、パルテノン多摩という、私の自宅に近い場所で、あるシンポジウムがありました。そのときも私たちはシンポジストとして会った

のですが、三井さんから、意見書を書いてもらえないかと頼まれました。しかし本当に自分も忙しいので、まだ迷っていたのです。

ところが、またその年の８月に、中島通子先生が急逝されてご葬儀というか「送る会」がありました。あの中島通子先生がお亡くなりになったんですよね。残念としかいいようがありません。ところがその送る会で、また三井さんとお会いしました。これはもう本当に、偶然の運命のような感じがしました。中島通子先生のご葬儀で、もう一度、「意見書を書いてください」と言われて、私は、なんとなく、これはもう断れない、という気持ちになりました。それで、ともかく意を尽くせるかどうかわかりませんけれども、お引き受けしようと思った次第です。

「これはひどい」と思った地裁判決

そうこうしているうちに、その翌月９月に、地裁判決が出ました。しかし地裁判決を読んだところ、「これはひどい」という印象を持ちました。私は、その前に、三井さんから、素晴らしい陳述書を頂いておりました。三井さんの陳述書を読む限り、この事件はあまりにもひどい人権侵害だと直感していたのですが、地裁判決を読んだかぎり、裁判官はほとんど事実を理解していない、私たちが経験しているバックラッシュというものがどういう性格のものかということがやはりわかっていないなぁ、と思いました。

実は、バックラッシュというものは、先ほど私が言ったように、都立大学の事務局長であった「大の男」が電話一本で震え上がるような、そういう怖さを持っているものであって、バックラッシュ勢力ににらまれたらどんなことをされるかわからないという、そういうものです。それは、必ずしも物理的な暴力ではないけれども、人を縮み上がらせるような精神的な暴力です。このような威圧や脅しに満ち満ちた暴力行為というものがあるんだということが、やはり裁判官にはわかっていないと思いました。

そして、この事件の勝訴のカギは、「なぜ豊中市がこんなことをしたのか」、「なぜ三井さんがこんな目にあわなければいけないのか」ということを、裁判官にストンと納得してもらう、裁判官の腑に落ちるようにしなければならないのだと思いました。そこで、理論的にというよりも、ともかくなぜこういうことが起きたのかということを、第三者にもわかるような形で（これは私自身も納得できるような形でということなのですが）説明できるようにすること、これが、一番基本の重要な仕事なんじゃないかなと思ったのです。

学生の「地裁判決はしかたがない」にショック

そんなことを考えていたときに、もうひとつエピソードがありました。たまたま早稲田大学で、私は、学部を超えた授業（オープン教育というのですが）の一つを担当しました。法学部以外の教員たちとオムニバスで、すべての学部生に開かれた「ジェンダーを考える」という講座の一コマを担当したのです。そのときに、「実は今こういう事件がありますよ」と、三井さんの事件を学生たちに話しました。

学生たちは、ジェンダーに関心がある人たちがたくさん集まっておりましたので、意欲的な学生が多いのです。学年末に、私は、「この地裁判決を読んで感想文を書きなさい」というレポート課題を出しました。他の先生方もいろいろと課題を出すので、学生はその中から課題を選びます。私の課題も、何人かの学生が選んでくれました。ところが、残念なことに、それを選んだほぼ全員の学生が、やはり地裁判決は仕方がないという結論を書いてきました。少しショックでした。つまり学生たちは、こういう結論（敗訴）になっても仕方のない事件であったという評価をしてきたのです。私の授業のやり方も悪かったのかもしれないのですが、やはり学生たちはバックラッシュを知らないのですから、地裁判決を読ませてもこんなふうにしか受け取ってもらえないのだと痛感しました。これは大きな反省点です。そこで、学生たちの認識を新たにしてもらうためにも、やはり自分なりの意見書をきちんと書きたいなと思いました。

それで2008年の夏に、「意見書」を書きまして、９月に高裁に提出していただきました。事実関係が非常に複雑なので、細かい疑問をもつと、その事実を三井さんに確かめながら、夏休みの何日かをかけて、「意見書」を書くことに没頭しました。じつは、私が別荘を持っている小淵沢という土地は、三井さんの長野のお家が近いのです。そこで三井さんと何度か行き来しながら、事実をより詳しく聞かせていただく中で、私自身が納得したストーリーになるような「意見書」を書くことができました。

三井さん、弁護団、支援団

この事件の特色については、いくつか挙げることができます。私は、まず最初に、三井さんの存在自体、弁護団の先生方の存在、さらに皆さんのような支援者の存在がそろっていたことが大きな特色だと思います。

とくに、三井さんご自身がバックラッシュにゆるぎない対応をしてこられたということがすばらしいと同時に、その対応にも助けられたのではないかと思います。このような事件をなぜ訴訟に持ち込むことができたのか、これは、三井さんが最後まで諦めずに、新館長採用の面接試験まで受けて、「面接試験で落とされた」ということが重要です。途中であきらめて自ら退職したら、これは事件にはならないわけです。

おそらく、全国をみても、そういうケースはものすごくたくさんあるんだと思います。館長とか女性センターのトップに居た方が、よくわからない経緯の中で、どんどん首をすげ替えられる、という事実は、じつはどこでも起きております。それらは事件にはなりません。したがって、「いやだ」と言って、自ら退職しないで最後まで面接まで受けたという、そういう三井さんがいなければ、事件自体がなかったことになります。悔しいと思ったら、悔しさを法的に争える形にしないといけないんだなぁと、私は思います。そういうことが出来たのは、やはり三井さんだったからです。

三井さんの「陳述書」

さらにいえば、私が敬服しているのは、三井さんの「陳述書」です。自分自身の身に起こったことは、苦しくてつらいことですので、それを丹念に正確に事実として客観的に記すということ自体が非常に難しいことなのです。でも、三井さんがそれをやってくださったからこそ、法律論に結びつけることができたのだと思います。

労働法とジェンダー法の架橋をなす事案

それから２番目の特色は、この事件は、労働法とジェンダー法の架橋をなす事案だということです。もちろん、有期契約の更新拒否の事件、常勤館長としての採用を拒否されたという事件ですので、たしかに労働法に関する事件です。と同時に、その背景にあったのが、ジェンダー・バッシングという、威圧的で精神的な暴力事件です。これは、まさに労働法とジェンダー法の架橋をなす事件であるという特色をもっています。この両者を専門にしている自分が意見書を書かなければならない、と思ったのは、ある意味で当然のことでした。

脇田意見書

労働法事件としての特色は、脇田意見書に現れています。脇田先生の意見書は、非常に斬新な意見書です。今の労働法学界の中で、こういう意見書を書けるのは脇田先生しかいないと思うのですが、その内容としては、有期契約による期間の定めそのものが無効であるということをまず第一に書いていらっしゃいます。有期契約にも解雇権乱用法理が適用されるのだというわけですね。使用者に脱法的な意図がないんだということを立証しない限り、契約期間の設定自体が無効であるというような、非常に斬新な主張です。

さらに、脇田意見書は、これは解雇事件なのであり、契約期間の満了に伴う事件ではなくて、契約を打ち切られるという解雇事件なのだと言いつつ、その解雇とは、人員整理とか整理解雇という性格を持った事件であるということを主張されています。つまり組織編制という、それが会社側の都合と言われるような人員整理の理由になっているのだということにつながるわけです。すなわち本件は、単なる雇止めではなくて人員整理に類するようなケースであるというのです。したがって、厳格な司法審査が必要なケースであるということで、整理解雇の４要件にてらして判断していき、実は組織変更の必要性はなかったはずだ、三井さんには常勤館長への優先選考の配慮が認められるはずなのにそれをしていない、労働者側への説明もなされていない、そういう理由をあげて、労働法的なアプローチから、本件に対する意見書をお書きになっています。これ自体、非常に参考になる労働法分野の意見書です。

Ⅲ　「意見書」で私が強調したかったこと

１　市と財団による人格権侵害＝不法行為の主張

私自身は、脇田さんの意見書にさらに労働法的な観点でつけ加えるのではなくて、むしろジェンダーの視点、人格権の視点から、意見書を書きたいと考えておりました。それで、本件は、市と財団による人格権侵害であると、まずは主張いたしました。不法行為だというわけです。事実関係を丹念に見ていくと、市と財団は、徹底的に組織変更の情報を三井さんには隠していた、それから、三井さんがまるで常勤館長職を望んでいないかのような虚偽の情報を流したということ、さらに公平さを装うために、非常に形式的な選考試験を行って欺いたこと、したがって正当な理由もなしに財団から排除した、こういうことが全て不法行為であり、人格権侵害である、と主張しました。

２　労働契約上の義務違反の主張

同時にもうひとつ、労働契約上の義務違反だという主張もいたしました。どうしてこういうことを言ったのかですが、この事件は、外部から、すなわちバックラッシュ勢力から、豊中市に対して、「こうせよ、ああせよ」という圧力、いやがらせがあった事件です。また、外部の人間が虚偽の噂を流布したりしていること（三井さんが「主婦はバカだと言った」などという虚偽の噂など）や、第三者が暴力的で威圧的な言動もしていることなどです。

その結果、市は、外部からの圧迫に屈して動いた、そこのところを考えると、市はそういうときに、どうすべきだったのかを考えました。財団は、使用している労働者との関係では、労働契約上の使用者という立場にあります。これは民間企業でも同じです。民間企業と労働者は労働契約を結んでいます。労働契約を結んだときに、その契約に基づいて、労働者は企業のために労務を提供する義務がある一方、使用者は、労働者が労働を提供できるような環境整備をしっかりとやるということが、使用者側の「職場環境保護義務」になっていると言いたかったのです。

そのような義務は、労働契約上の付随義務です。そういう理論構成をすると、もし外部から圧力がかかって使用者がその義務を履行しなかったら、それは当然に義務違反になります。あるいは、外部のひとたちが労働者に対して威圧的な言動をしたり、職場環境を侵害するような行為をした場合には、そのような事態から労働者を保護しなければならないのは、むしろ使用者であり、企業側であるはずです。そういう「環境保護義務」が、労働契約上、存在するのだということを、私は、ぜひ言いたかったわけなのです。

そういう論拠によれば、市、財団が、その義務を怠った場合には、責任が問われなければなりません。自分たちは何もしないで放置していて、労働者が外部の威圧的な暴力にさらされていることを放任していることは、企業にとって、自らの責任を免れているわけです。したがって責任が問われるべきである、それを主張したくて、職場環境保護義務を強調しました。これは契約上の責任であると述べていますが、当然、不法行為上の注意義務違反にもつながっていきます。

３　参考：七生養護学校事件

ちなみに、先にも述べた七生養護学校事件について、少し報告しておきます。私が意見書を出したあとですけれど、東京地裁は、平成 21 年 3 月 12 日に、判決を出しました。その中で非常に特徴的な判断が行われています。七生養護学校事件は、ご存じのように、養護学校できちんとした性教育をしていた教員たちが、その性教育が行き過ぎであるというので東京都の都議が学校を視察と称して訪問し、教員たちを、行き過ぎの性教育をしていると罵倒し、その教育を止めさせたという事件です。東京都はどうしたかというと、そのときに、その都議と一緒に教育委員会の職員もついてきたけれども、都議の行為をとどめなかった、制止しなかったのです。さらに行き過ぎた性教育を理由として、東京都の教育委員会が、かえって教員を処分したのです。判決の中で、裁判官は、まず都議に対して、都議が行ったことは教育に関する侵害であると言いました。教員たちに対する人格権侵害であり、不法行為であるというわけです。また、東京都が行った教員処分も違法であり、無効であるとも言っています。

さらに画期的なことは、同行してその都議がやった行為を制止しなかった東京都の教育委員会の職員についても、「教育に対する不当な支配から教員を保護するよう配慮すべき職務上の義務に違反した」と述べています。つまり、同行していながらその場で都議の行為を制止しなかったわけですね。裁判所は、制止しなかったことは、教員を保護するよう配慮すべき職務上の義務に違反したのだ、と言いまして、こういう被告都教委の職員の不作為は、国家賠償上、違法というべきであるというのです。裁判所は、つまり、「何もしなかったということは許されない」と言っているのです。外部から侵害があったら、職員を守るということが東京都としても義務であったはずだというような判断をしたのだと思います。

この判断と類似した構図というのは、いろんなケースで生じています。セクシャルハラスメントもそうです。例えば、顧客が従業員に対してハラスメントをしたというときに、それを知っていながら使用者が放置したら、それは使用者にとって職場環境保護義務違反になりますから、契約上の責任を問われると同時に、不法行為責任も問われなければなりません。そういう構図がありますので、いろんなところで応用できる理論だと思います。

もちろん、そういう理論を使わなくても使用者が積極的に不法行為で人権侵害をしたということを認定できれば、それは、それ自体不法行為という責任を問われるわけですから、その理由によって救済することができます。したがって「職場環境保護義務」についてまで言う必要がない場合もありますが、とりわけ本件のように第三者が関与した場合には、その理論が効果的なのではないか、そういうふうに思いまして、私は、「意見書」の中でそういうことを強調したつもりです。

Ⅳ　高裁判決の評価

最後に、高裁判決を読みました感想です。あとで紀藤正樹先生の解説を楽しみにしておりますが、私は、大変いい判決だと思いました。高裁は、市が「一部勢力の動きに屈しむしろ積極的に動いた具体的行動である」というふうに認めています。したがって、雇止め、不採用にいたる一連の行為、それを不法行為であるといっております。ですので、私が言ったような契約違反という主張は明確には述べられていないけれども、一連の行為は、市が積極的に行った不法行為だと認定したことによって、三井さんの人格権侵害があったと判断しております。

初めてこういう判決文の書き方を学んだ

また、この判決の書き方は特色がありますね。私は、初めてこういう判決の書き方を学びました。つまり、地裁判決に対して、高裁判決が独自に判断を加えた部分を「斜体」で書いています。これはものすごくわかりやすくて、付け加えられた分だけ読んでいっても、高裁の裁判官がどういうところに自分の見識・判断を反映させたのかというのが、非常によくわかるという意味合いを持っております。事件自体は大変複雑ですが、複雑な事実をきちんと理解して、細部にわたって分析されていて、非常に優れた判決だと思いました。

問題点

もちろん問題もあります。最大の問題は、本件の雇用を私的な雇用とみなさずに、公法的な意味合いを持つ法律関係に準ずるものとして、解雇の法理は適用されないとしているところです。三井さんの雇用契約を公務関係の契約に準ずるものだとしてしまうと、公務における臨時職員に関する判例法理を適用することになりますので、今度は、三井さん側が行った主張、すなわち、組織変更が行われる前の館長にパート労働法の適用があるという趣旨の主張を否定することになってしまいます。

ただし、公務の臨時職員に関する判断は、高裁判決の裁判官の独自の判断ではなくて、既に最高裁判決が、公法的な契約というものはこういうものであるという解釈を出していますので、高裁の裁判官がこれに抵抗するのは難しかったのかなと思います。ただ、たとえ公法関係であっても、「特別な事情」があるような例外的な状況では、つまり労働者の期待権が侵害されたというような特別な例外的な状況にあっては、損害賠償が認められるという法理もありますので、公法関係であるといわれただけですべて諦めなければいけないということではないと考えておりますが、しかしこの点、なお課題を残している判決だと思っています。

［注：本稿は、全国フェミニスト議員連盟機関誌『AFER』（2010.5.20）に講演要旨をまとめた木村民子副代表が、録音を元にその原稿に補充加筆したものです。それを原告三井が点検し、その後、浅倉教授に確認していただきました。］

総理大臣への公開質問状

館長雇止め・バックラッシュ裁判の高裁判決に基づいて

内閣総理大臣　菅 直人様

2011 年 2 月 15 日

館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会

代　表　上田美江　　副代表　木村民子

最高裁は、本年１月２０日、「館長雇止め・バックラッシュ裁判」について、被告豊中市及びとよなか男女共同参画推進財団の上告・上告受理申立てを棄却しました。その結果、高裁での勝利が確定しました。（別紙「朝日新聞」参照　本紙 p.2）

この裁判は、全国公募でとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ館長に選ばれた三井マリ子さんが、市と財団による雇止めを不当とし、提訴していたものです。

雇止めの背景には、市の男女共同参画推進条例に反対していたバックラッシュ勢力（男女平等推進に反対する動き）の市議会議員らによる市や財団への圧力がありました。市はこの条例制定過程で三井館長排斥の密約を交わし、隠蔽工作を図り、情報操作、虚偽情報の流布、悪質なデマの放置等を行った末、三井さんを雇止めしたのです。

大阪高裁の塩月秀平裁判長は、判決で、「反対の勢力による組織的な攻撃が行われており、その方法は、直接的に反抗することのできない被控訴人らの職員に畏怖感を与えるような行動に出たり、嫌がらせを行ったり、虚偽に満ちた情報を流布して市民を不安に陥れたりするなど陰湿かつ執拗であった……」(判決文 p34) など、バックラッシュ勢力の横暴で悪質な言動を驚くほど詳細に認めました。日本の裁判では初めてのことです。

その上で判決は、豊中市らの違法性について記しています。残念ながら公務職に準ずるとされ、雇止め自体の違法性を認めさせることはできませんでした。しかし、その雇止めに至る経緯に違法性があると認めたのです。判決の核心部分は次です (判決文 p36)。

「被控訴人財団の事務局長および同被控訴人財団を設立し連携関係にある市の人権文化部長が、事務職にある立場あるいは中立であるべき公務員の立場を超え、控訴人に説明のないままに常勤館長職体制への移行に向けて動き、控訴人の考えとは異なる事実を新館長候補者に伝えて候補者となることを承諾させたのであるが、これらの動きは控訴人を次期館長には就かせないとの明確な意図をもったものであったとしか評価せざるを得ないことにも鑑みると、これらの動きにおける者たちの行為は現館長の地位にある控訴人の人格を侮辱したものというべきであって、控訴人の人格的利益を侵害するものとして不法行為を構成するものというべきである。」

私たちは、この判決を受けて、日本の男女共同参画推進行政のトップにある菅直人内閣総理大臣、並びに与謝野馨男女共同参画担当大臣に以下の質問をいたします。

１）女性差別撤廃条約批准後、４半世紀余りがたちました。2009 年８月、国連の女性差別撤廃委員会は、同条約の実施状況について、日本政府に、「委員会は締約国において男女間の不平等が根強く存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する『バックラッシュ』が報告されていることに懸念を有する。」（29 項）と通達しています。そして、「条約第５条で要求されている女性と男性の役割や任務に関する文化の変革を推進するよう」(30

項）勧告しました。

一方、本裁判で認められたように、バックラッシュ勢力は、各地の議会内外で、陰湿で組織的な攻撃を繰り返しています。そのような圧力に毅然と対峙して、男女共同参画社会への具体策を進めるのが、行政の責務です。しかしながら、そうした圧力に屈して男女共同参画推進を誠実に進めてきた男女平等推進拠点の館長を放逐したのが今回の事件です。豊中市は不法行為をしたと断じられましたが、男女平等を後退させるような自主規制的動きをしている地方公共団体は、全国に数多くあります。

女性差別撤廃条約批准国の首相と主務大臣は、地方公共団体に対して、バックラッシュ勢力に屈せず、この条約を遵守し「女性と男性の役割や任務に関する文化の変革を推進するよう」、強く働きかけるべきと考えます。見解を伺います。

２）男女共同参画社会基本法ができて１０年以上たちました。その前文には、「男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と明記されています。その９条には地方公共団体も「実施する責務がある」と明記されています。

しかし、高裁裁判長に提出された全国からの「陳述書」には、推進拠点施設もない、条例も行動計画もない、女性議員はいない（全自治体の約４分の１は女性議員がゼロ）、ＤＶ（夫からの暴力）やセクハラの実態調査もしていない、正職員以上に働いても格差がひどい、非常勤ゆえ育休もとれない……など惨憺たる女性の現状がつづられています。下記ＨＰに一部公開されていますので、ご参照下さい。
http://fightback.fem.jp/koso_tinjyutusyo_mokuji.html

すなわち「２１世紀の最重要課題」だと法は唱えても、現場にその気はないのです。地方公共団体の現場にその気を起こさせるよう、積極的方策を尽くすべきと考えます。見解を伺います。

３）男女雇用機会均等法ができて４半世紀余りたちました。しかしながら、非正規雇用者約 1700 万人の７割は女性であり、期間満了での雇止めが一方的に行われている例は多々あります。この現状において、「侮辱的な雇止めは人格権侵害による不法行為である」とされた本判決には極めて大きな意義があります。しかも国、自治体の非常勤職に準ずるとされた事案での労働者勝訴は非常に珍しく、働く者にとって大きな励みになります。

その一方、公務職に準ずるとされた結果、「その実績から次年度も継続して採用されるとの職務上の期待感も有していた」（判決文 p38）にも関わらず、雇止め・不採用の不法行為は認められないという、重要かつ深刻な課題を残しました。非正規職の７割が女性という雇用実態は、実質的女性差別すなわち間接差別にあたります。政府は、非正規職の持つ問題の実態調査をし、その問題点を把握・公表し、解決に向けて積極的に取りくむべきです。見解を伺います。

以上３つの質問に対し、３月８日（国際女性デー）までに文書で下記にお答えいただきますよう、お願い申し上げます。

◎上記の公開質問状に、大阪高裁判決文ならびに朝日新聞 2010 年３月 31 日記事（本紙 P. ２参照）をそえて配達証明付きで郵送しました。

経過報告

誠実さのかけらもない豊中市とすてっぷ財団

人格権侵害という不法行為を犯した豊中市とすてっぷ財団に対して、豊中市民として要望・質問をすることを決めました。以下が、その経緯と質問状、回答文です。これまでの経験から、誠実な対応が来るとは予想していませんでしたが、あらためて豊中市とすてっぷ財団の対応に強い失望を覚えます。しかし、失望だけでは変わりませんので引き続き足を運ぶ予定です。皆さんも応援をお願いいたします。

和田明子（すてっぷ裁判を考える豊中市民の会、ファイトバックの会）

1月20日　最高裁、豊中市とすてっぷ財団の上告棄却
2月　6日　最高裁決定勝利集会にて質問状提出を決定
2月18日　豊中市とすてっぷ財団に質問状（A）を提出
2月28日　豊中市から回答（B）
3月16日　豊中市に再質問状（C）を提出
3月17日　すてっぷ財団に回答の催促に出向く
3月19日　すてっぷ財団から回答（D）
3月22日　すてっぷ財団に再質問状（C）を提出

（C）豊中市長様

質 問 状

私たちは、豊中市民として、「すてっぷ」利用者として、「すてっぷ」初代館長三井マリ子さんの裁判を考える活動を続けてきました。

1月20日、最高裁は、4人の裁判官全員の合意で、館長を雇い止めにした裁判についての豊中市と財団の上告と上告受理申し立てを棄却しました。

その結果をうけて、わたしたち市民が疑問に思うことを説明していただきたく質問状を市長宛（2011年2月18日）に出しました。

その回答（2月28日付け）が豊中市人権文化部男女共同参画推進課課長から届きました。（別紙添付）

この回答の内容ではわたしたちがおたずねした問題については答えていただいておりませんので再度つぎの3点について見解をおうかがいします。

1．男女平等を推進するために誠心誠意活動していた三井さんを、反対勢力からの圧力で切り捨てるという、あってはならない事件をひきおこした豊中市、財団の責任は重大です。男女平等施策を推進すべき施設においてこのような事件を犯した責任をどう考えておられるのか、そして、判決でも名指しされている当事者にどのように責任をとらせるのか、見解をお聞かせください。

2．人権文化部の本郷部長（当時）を中心に豊中市と財団は、三井さんを排除するため、一丸となってさまざまな工作を行いました。判決は、「人格権侵害は、少なくとも被控訴人市の本郷部長と、被控訴人財団の山本事務局長の共同行為によるものということができ、被控訴人らは連帯してこれによって控訴人が被った損害の賠償義務がある。」と命じています。その不法行為のために貴重な税金が使われたのです。しかし、この不法行為の内容（動機、経過など）について市民はいっさい知らされていません。これについての説明を求めます。

３．裁判は終わりましたが、この間、豊中市および財団は、三井さんの労働権・生活権を奪ったのみならず、誹謗、中傷、デマの流布など三井さんの人間としての尊厳を踏みつけにしてきました。三井さんの失ったものははかりしれません。

豊中市長および財団理事長に対し、三井さんに対する真摯な謝罪を求めるものです。

以上について、回答を面談および文書で３月26日までにお願いします。

2011年３月16日

すてっぷ裁判を考える豊中市民の会

（AはCと内容がほぼ同じであるため省略）

（B）２月28日　豊中市からの回答

平成23年(2011年)2月28日

すてっぷ裁判を考える豊中市民の会
和　田　明　子　様

豊中市人権文化部男女共同参画推進課
課　長　　岩　崎　裕　重

質問状について（回答）

2011年２月18日付、豊中市長あての質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

平成23年１月20日、最高裁は、大阪高等裁判所平成19年（ネ）第2853号(平成22年３月30日判決)に係る上告兼上告受理申立てについて、上告の棄却と上告受理申立てを上告審として受理しないと決定いたしました。本件裁判の結果につきましては、今般の最高裁の判断により、控訴審での判決に従って手続きを行い、すべて終結したものです。またこの結果につきましては、市議会に報告させていただくとともに、報道機関へも情報提供し、公表いたしました。

今後は、男女共同参画社会の実現に向け、一層の取組みをすすめてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

（D）３月17日　財団からの回答

2011年（平成２３年）３月１７日

すてっぷ裁判を考える豊中市民の会
和　田　明　子　様

財団法人とよなか男女共同参画推進財団
館長兼事務局長　　中　村　　彰

質問状について（回答）

２０１１年２月１８日付、当財団理事長宛の質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

最高裁判所は、平成２３年１月２０日に本財団及び豊中市からの上告兼上告受理申立てについて、民事訴訟法３１２条１項又は２項に規定する事由に該当せず、また、同法３１８条１項により受理すべきものとは認められないとのことから、上告棄却及び上告不受理を決定しました。

当財団といたしましては、最高裁の決定により、控訴審判決に従って豊中市とともに手続を行い、すべて終結したものでございます。また、この結果につきましては、豊中市から市議会に報告させていただくとともに、報道機関へも情報提供し、公表してきたところでございます。

今後は、すてっぷの指定管理者として、豊中市とともに男女共同参画社会の実現に向け、一層の取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

７年ぶりのすてっぷで最高裁勝利報告

すてっぷ館長雇い止め裁判　勝利報告集会
と　き：２月６日(日)午後６時から
ところ：すてっぷセミナー室にて
報　告：原告の三井マリ子さん
　　弁護団の寺沢勝子さん、島尾恵理さん
　　豊中市議会議員の坂本やす子さん、木村真さん他
主　催：すてっぷ裁判を考える豊中市民の会
　　非正規雇用を考える会

■三井さんは女性の足をひっぱる勢力にカウンターパンチ食らわせた！

本田　雅子（大阪産業大学経済学部　准教授）

２月６日、三井さんの勝訴報告集会に参席しました！　三井さんの支援者で熱気溢れる会場で、三井さんの勝利報告を聞くことができて心から嬉しく思いました。

私が三井さんに初めてお会いしたのは、三井さんが第１審の裁判を始める直前、支援者集めのため全国を行脚されていた頃。地方で開催された三井さんの講演会で初めてお目にかかりました。三井さんの講演は会場に集まった人たちの心を

とらえ、会場は大きく盛り上がりました。こんな魅力的な人を館長の座から引きずり降ろすなんてと、私は豊中市と財団に対して、強い怒りを感じたのを今でも覚えています。

それから裁判が始まり、東北から大阪地裁まで遠路、裁判を傍聴しに駆けつけたこともありました。その後、私的事情から、裁判に関わる余裕がなくなってしまい、しばらくご無沙汰した時期もありましたが、いつも遠くから応援していました。地裁で不本意な判決が出た後も、涙を拭いてすぐに控訴した三井さん。頭が下がりました。高裁が三井さんの主張をしっかり受け止めて、豊中市の不法行為を認めたこと、また、最高裁も高裁判決を支持したのは本当に良かった。諦めず戦い抜いた三井さんと弁護団のみなさん・・、素晴らしいです。

この裁判は単に慰謝料の問題ではなくて、社会で活躍しようとする女性の足をひっぱるバックラッシュ勢力へカウンターパンチを食らわせたという意味で、ものすごく画期的な裁判でした。これから私たちにできることは三井さんが私たちにプレゼントしてくれたこの大きなファイトバックを受け継ぎ、バックラッシュ勢力が再び不当な圧力をかけてこないよう、女性の地位向上・維持のため各方面で奮闘し続けることだと思います。これからも頑張ってファイトバックして行くことを誓います。三井さん、本当にありがとうございました。これからも是非ご活躍を続けて下さい。

■「世界を変えるのは市民だ」の心意気で

山田千秋（すてっぷ裁判を考える豊中市民の会）

ファイトバックの会のみなさん、昨日（２月６日）は本当にありがとうございました。集会を盛り上げてくださるだけでなく、駅頭ビラまきまでしていただいて感謝です。みなさんのおかげで熱気あるいい集会になりました。椅子が足りないくらいの盛況。60 人は超えたのではないでしょうか。すごいパワーを貰いました。

三井さんの勇気、弁護士の誠実さとプロの仕事の凄さ、支援者の暖かさ、それぞれの個性的な魅力と切ない思い、たくさんの集会参加者から心意気を感じました。７年間の苦労の末、勝ち取ったすばらしい判決をどんどん広げていき、市民の尊厳を守る砦にしたいですね。

「世界を変えるのは市民だ」の心意気で進んでいきましょう！これからもよろしくお願いします。取り急ぎの御礼まで

■おかえりなさい、三井マリ子さん

坂本やすこ（豊中市議会議員　無所属市民派）

すてっぷ初代館長三井マリ子さんが、豊中市とすてっぷ財団を相手に起こした裁判で、１月 20 日に最高裁が豊中市の上告を棄却、三井マリ子さんの勝訴が確定しました。その勝利報告集会が、２月６日（日）、とよなか男女共同参画センターすてっぷで開催されました。

会場は 70 名近い市民の皆さんであふれ、熱気いっぱいの充実した集会でした。最初に、長く困難な闘いを勝利に導く大きな原動力となった弁護団を代表し、寺沢勝子弁護士と島尾恵理弁護士が判決内容を解説。昨年３月の大阪高裁判決で認められた「人格権の侵害」の意義を分かりやすく話していただきました。この素晴らしい内容を最高裁は裁判官全員一致でそのまま認めたのです。

そしてなんといっても、三井さんがパワーポイントを使って、この７年間の闘いを振り返ったのが圧巻でした。手の平を返すような豊中市の態度、裏には一部市議の恫喝に屈した人権文化部の策謀があり、同僚が保身のために三井さんを裏切る…本当に悲しくなるひどい仕打ちにもめげず、三井さんは巨大な敵を相手の闘いに立ち上がりました。地裁での敗訴を乗り越え、全国から寄せられる支援に支えられ、ついに大阪高裁で逆転勝訴！そして今回の最高裁勝訴へつながったのです。辛く困難な闘いを思い出し、時々ウルウルとなる三井さん…聞いていて胸に迫り涙がでたのは、私だけではなかったのでは。

そして三井さん、最後に素敵な言葉も紹介してくれました。「世界を変えるのは　思いやりとやる気に満ちた　小さな市民組織である。実際、それ以外のことなど、一度もなかった――マーガレット・ミード」

三井さん自身の勇気とがんばり、弁護士のみなさんの知恵、草の根の市民のひとりひとりの応援があったからこその勝利です。行政相手に市民が勝ったこと、本当に画期的です。

判決確定後、豊中市や財団からは、三井さんにいまだ、何の謝罪もないとのこと。人権を傷つけ、圧力に屈して三井さんを追いやった当時の担当職員は市の要職に就いたまま…これで人権文化のまちと名乗れるのでしょうか？　恥ずかしい限りです。集会参加者一同として、豊中市が三井さんに謝罪することを求めた集会宣言も採択しました。

メルマガでも紹介しましたが、「豊中市すてっぷ館長裁判、最高裁決定を報道する毎日ＴＶニュース」（１分間）のニュース録画がみられます。まだまだ「すてっぷ裁判」を知らない市民も多いのです。もっともっと知ってもらうことが必要。みなさんにもこのニュース録画を転送して広めてくださるよう、お願いします。

● YouTube「豊中市すてっぷ館長裁判、最高裁決定を報道する毎日 TV ニュース」（１分間）
http://www.youtube.com/watch?v=LBkvy8Wzg-4
ニュース録画がみられます。

5・21　祝！勝訴の集いへのお誘い

三井マリ子さんと共に喜び労をねぎらい、さらなる女性の人権と働く権利の確立を

3・11 東日本大地震・津波に心が痛みます。「館長雇止め・バックラッシュ裁判」の支援者は全国に 800 人以上、東北地方にも多数おられます。皆さんのご無事と 1 日も早い復興を祈りつつ、裁判勝利の集いのお知らせをいたします。提訴以来６年余りの年月、この裁判を共に闘い、支えあってきた方々が一堂に会して、次なるエンパワーにつなげる日です。

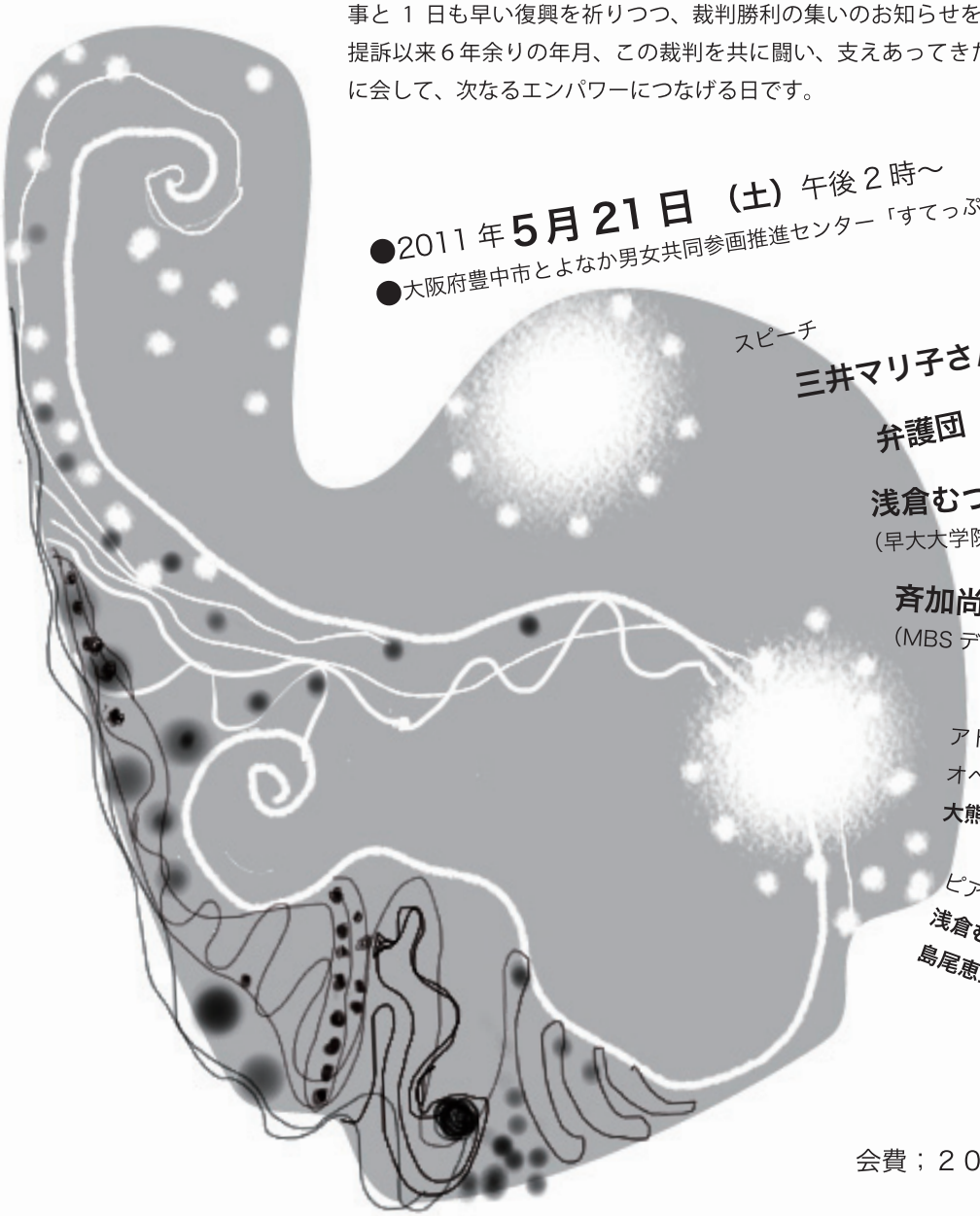

●2011 年 **5 月 21 日**（土）午後２時～

●大阪府豊中市とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」

スピーチ
三井マリ子さん

弁護団

浅倉むつ子さん
（早大大学院教授）

斉加尚代さん
（MBS ディレクター）

アトラクション
オペラ歌唱
大熊一夫さん

ピアノ演奏
浅倉むつ子さん
島尾恵里さん

会費；２０００円

主催：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会
（ファイトバックの会）

地震・津波・原発事故、そして豊中市の最高裁判決へのひどい対応・・・やり場のない怒りに震えつつ、明日への希望の光を描いてみました（デザイン：ふじみつこ）